

証券コード 4960

2024年6月3日

株 主 各 位

神戸市中央区京町83番地

ケミプロ化成株式会社

代表取締役社長 兼 俊 寿 志

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第43期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.chemipro.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、当社名（ケミプロ化成）又は証券コード（4960）を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類／PR情報」「株主総会招集通知／株主総会資料」の欄より、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/IJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日の株主総会ご出席に代えて、インターネット及び書面郵送によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2024年6月18日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年6月19日(水曜日)午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町6丁目9番1号
神戸国際会議場 5階 501号会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
- 報告事項 第43期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)
事業報告及び計算書類内容報告の件
- 決議事項
- ＜会社提案 (第1号議案から第4号議案まで)＞
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- ＜株主提案 (第5号議案)＞
- 第5号議案 取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- ◎議決権行使書用紙に賛否の意思表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとして、お取扱いたします。
- ◎書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取扱いたします。
- ◎インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

以上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ・本年より、定時株主総会の決議通知につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- ・その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2024年6月19日（水曜日）
午前10時開始



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月18日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月18日（火曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

クエプロ化成株式会社 印中

議決権の数

議案番号	議案名	賛	否
1	議案第1号 役員報酬等		
2	議案第2号 役員報酬等		
3	議案第3号 役員報酬等		
4	議案第4号 役員報酬等		
5	議案第5号 役員報酬等		

議決権行使書用紙の記入方法について、お読みください。

お読み

クエプロ化成株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案（会社提案）

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・4号議案（会社提案）

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部候補者に賛成する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入下さい。
- 一部候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入下さい。

第5号議案（株主提案）

- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 一部候補者に賛成する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入下さい。
- 一部候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入下さい。

当社取締役会は株主提案に反対しております。

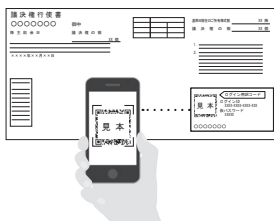
- ・ 議決権行使書用紙に賛否の意思表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとして、お取扱いたします。
- ・ インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

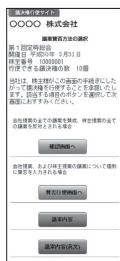
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

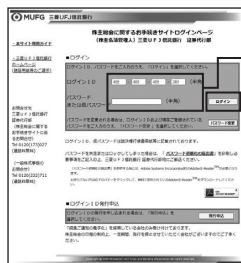


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記お問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

会社提案 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、経営環境、業績、将来の事業展開等を総合的に勘案したうえで、財務体質の強化を図りつつ、安定的かつ継続的に配当を行うことを基本方針としております。

第43期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3円
配当総額 49,870,632円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月20日といたしたいと存じます。

会社提案 第2号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2014年6月26日開催の第33期定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）を対象とした株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「現行BBT制度」といいます。）の導入について、ご承認いただき、2021年6月25日開催の第40期定時株主総会において現行BBT制度の報酬枠再設定のご承認をいただき、現在に至ります（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）。

今般、当社は、取締役が従来以上に企業価値向上に向けて取り組むべく、現行BBT制度の一部を改定し、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下「本制度」といいます。）とすることその他所要の変更を行うことについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、原決議同様、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、本議案を原案どおりご承認いただいた場合に、本定時株主総会終了後の当社取締役会において決議予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、1995年6月29日開催の第14期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額3億円以内）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

現行BBT制度の内容を下記のとおり一部改定し、本制度といたします。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の給付

を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とします。また、本制度への改定に伴い、現行BBT制度において取締役が付与済みのポイントについては、本議案の承認可決を条件に、本定時株主総会后、当社が別途定める時期に当社株式として給付いたします。取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、包括的譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託金額

当社は、現行BBT制度に基づき、株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。当社は、原決議により承認を受けた範囲内で、信託期間開始時（2014年8月）に、2015年3月末日で終了した事業年度から2019年3月末日で終了した事業年度までの5事業年度を対象として当社の取締役への当社株式の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、40百万円を本信託に拠出してあります。その後、2021年11月に80百万円を本信託に追加拠出してあります。本信託は、本議案の決議による改定後の本制度に基づく信託として存続するものといたします。

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2025年3月末日で終了する事業年度から2029年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として、現行BBT制度を本制度に改定し、本制度に基づく取締役への当社株式の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

当社は、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を本信託に追加拠出します。本制度に基づき取締役に対して付与するポイントの上限数は、下記（5）のとおり、1事業年度当たり115,500ポイントであるため、追加拠出時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、577,500株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2024年4月30日の終値401円を適用した場合、上記の必要資金は、約231百万円となります。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当初対象期間の開始直前日に本信託内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイント数に相当する当社株

式で、取締役に対する株式等の給付が未了であるものを除きます。) (以下「残存株式」といいます。) 及び金銭 (以下、残存株式と併せて「残存株式等」といいます。) があるときは、残存株式等は当初対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、残存株式等があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(注) 当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(4) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、2015年3月末日で終了した事業年度から2019年3月末日で終了した事業年度までの5事業年度につきましては、198,000株を、2021年11月には299,600株を取得しています。

なお、取締役に付与されるポイント数の上限は、下記(5)のとおり、1事業年度当たり115,500ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は577,500株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(5) 取締役に給付される当社株式の数の上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、115,500ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記(6)の当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及

び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

なお、取締役が付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数1,155個の発行済株式総数に係る議決権数166,164個(2024年3月31日現在)に対する割合は約0.70%です。

下記(6)の当社株式の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、下記(6)の受益権確定時までに当該取締役に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(6) 当社株式の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(5)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。

なお、取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3.のとおり、包括的譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(7) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に對して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

3. 取締役に給付される当社株式に係る包括的譲渡制限契約の概要

取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む包括的譲渡制限契約(以下「本譲渡制限契約」といいます。)を締結するものとします(取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるも

のとします。) 。ただし、株式給付時点において取締役が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

取締役は、当社株式の給付を受けた日から当社における役員たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

取締役が、当社における役員たる地位の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

<ご参考：取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（案）>

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬、業績連動型の株式報酬（株式給付信託）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務を鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、株主総会で決議された年間の上限額の範囲内で役位、職責などに応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③ 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算出方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動型の株式報酬（株式給付信託）は、役員株式給付規程に基づき当該事業年度における役位、業績達成等に応じて定まる数のポイントを付与する。取締役が付与するポイントは1ポイント当たり当社普通株式1株で換算する（社外取締役は対象外とする。）。また、対象となる取締役と包括的譲渡制限契約を締結した上で、毎年一定の期日に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付する。包括的譲渡制限契約により、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、退任迄の間、譲渡等による処分が制限されることとなる。

④ 金銭報酬の額、又は業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど金銭報酬の額及び業績連動報酬等の割合が多くなる設計とする。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の報酬等の額については、取締役会から一任を受けた代表取締役社長がその決定権限を有し、代表取締役社長と社外取締役との事前の意見交換及び取締役会の事後的な検証を前提に、株主総会で決議された年間の上限額の範囲内で役位や職務責任等を考慮して決定する。

会社提案 第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役7名全員が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株 式 の 数
1	かね とし ひさ し 兼 俊 寿 志 (1961年7月27日生) (再任)	1985年4月 株式会社第一勧業銀行入行 (現株式会社みずほ銀行) 2009年1月 株式会社みずほ銀行亀戸支店長 2010年11月 同行公務第二部長 2013年5月 当社出向 当社管理本部財務経理部長 2014年6月 当社常務取締役社長室長 兼 管理本部長 兼 財務経理部長 兼 総合管理部長 兼 コンプライアンス担当役員 2016年6月 当社代表取締役副社長 兼 管理本部長 兼 コンプライアンス担当役員 2019年4月 当社代表取締役社長 兼 管理本部長 兼 コンプライアンス担当役員 (現任)	65,900株
2	かわ い のり お 河 井 典 生 (1965年5月16日生) (再任)	1989年3月 当社入社 2006年4月 当社化学品事業部営業本部長 2008年4月 当社執行役員化学品事業部 営業本部長 2011年6月 当社取締役営業本部長 兼 営業部長 2016年6月 当社取締役退任 当社常務執行役員営業本部長 兼 購買部長 2018年6月 当社常務取締役営業本部長 兼 有機ELビジネス推進本部付 営業管掌 兼 購買部長 2019年7月 当社常務取締役営業本部長 兼 購買部長 (現任)	47,800株
3	あか せ ひさし 赤 瀬 寿 (1961年9月26日生) (再任)	1984年3月 ISC化学株式会社 (現当社明石工場) 入社 1997年8月 当社転籍 2016年4月 当社執行役員生産本部副本部長 兼 相生工場長 2017年7月 当社上席執行役員生産本部副本部長 兼 相生工場長 2018年6月 当社取締役生産本部長 兼 相生工場長 兼 明石工場長 2020年7月 当社常務取締役生産本部長 兼 相生工場長 兼 明石工場長 2023年2月 当社常務取締役生産本部長 兼 福島工場長 (現任)	15,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	だいがく たかゆき 大 學 隆 行 (1972年12月19日生) (新任)	1995年4月 当社入社 2014年11月 当社営業本部営業部長 2019年7月 当社執行役員営業本部営業部長 2021年4月 当社執行役員営業本部営業部長 兼 営業管理部長 (現任)	一株
5	はこばこ たつや 箱 崎 竜 也 (1973年2月19日生) (新任)	1995年4月 当社入社 2015年4月 生産技術部統括本部相生工場生産技術部長 2019年7月 当社執行役員生産技術部統括本部 相生工場生産技術部長 兼 姫路 工場生産技術部長 兼 明石工場 生産技術部長 2022年7月 当社執行役員生産技術部統括本部付 部長 兼 姫路工場生産技術部長 兼 明石工場生産技術部長 (現任)	一株
6	やなぎ まさじ 柳 雅 二 (1960年10月23日生) (再任)	1984年4月 野村證券株式会社入社 2004年4月 同社神戸支店長 2007年4月 同社執行役 2011年4月 同社常務執行役員 2013年4月 同社取締役 2014年4月 高木証券株式会社 専務執行役員 2016年3月 同社専務執行役員退任 2016年6月 当社取締役 (現任) 2017年3月 株式会社ショーケース・ティービー (現株式会社ショーケース) 社外 取締役 (2023年3月退任) 2019年1月 スリープログループ株式会社 (現 ギグワークス株式会社) 社外取締役 (2020年2月退任) 2019年12月 きらぼし証券準備株式会社 取締役会長 (2020年8月退任) 2020年8月 きらぼしライフデザイン証券株式 会社 取締役会長 (2021年6月退任) 2021年7月 株式会社東京きらぼしフィナンシャル グループ顧問 (現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
7	たから だ けん たろう 寶田 健太郎 (1974年6月29日生) (再任)	1999年9月 太田昭和アーンストアンドヤング 株式会社(現EY税理士法人)入社 2001年4月 高野総合会計事務所入社 2002年1月 税理士登録 2002年7月 宝田税務会計事務所(現宝田・寿原 会計事務所)設立 代表(現任) 2006年8月 スターライトコンサルティング株式 会社設立 代表取締役(現任) 2010年8月 株式会社コスメックス(現MDVトラ イアル株式会社)社外監査役 (2022年12月退任) 2012年4月 アント・キャピタル・パートナーズ 株式会社 社外監査役(現任) 2017年4月 ACANext株式会社 社外監査役(現任) 2018年6月 当社取締役(現任)	一株
8	た なか こう じ 田中 耕司 (1958年9月22日生) (再任)	1982年4月 大阪中小企業投資育成株式会社入社 2004年4月 同社総務企画部長 2009年6月 同社取締役 2020年6月 同社理事(非常勤) (2023年6月退任) 2022年6月 当社取締役(現任) 2023年9月 資本政策研究所代表(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 柳雅二氏、寶田健太郎氏、田中耕司氏は、社外取締役候補者であります。
3. 柳雅二氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、経歴に裏付けされた見識に加え、証券市場に関わる深い知見と営業経験等を当社経営に反映し、執行業務を行う社内経営陣から独立した客観的視点から提言をいただけると判断したためであります。
4. 寶田健太郎氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、経歴に裏付けられた見識に加え、税務会計に係る専門知識並びにコンサルティング経験等を当社経営に反映し、執行業務を行う社内経営陣から独立した客観的視点から提言をいただけると判断したためであります。
5. 田中耕司氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、経歴に裏付けされた見識に加え、多様な業種への投資育成業務に管理者として永年携っており、深い知見や数多くの経験等を当社経営に反映し、社内経営陣から独立した客観的視点から提言をいただけると判断したためであります。
6. 柳雅二氏、寶田健太郎氏、田中耕司氏は、現在当社の社外取締役であります。3氏の就任期間は、本総会終結の時をもって柳雅二氏が8年、寶田健太郎氏が6年、田中耕司氏が2年となります。
7. 柳雅二氏、寶田健太郎氏、田中耕司氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。それぞれの候補者の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

8. 当社は、柳雅二氏、寶田健太郎氏、田中耕司氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお3氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は当社のすべての取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、当該保険の保険料はすべて当社が負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者となっており、また、各候補者が取締役を選任され就任した場合には当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期中に同内容で更新することを予定しております。

会社提案 第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役4名のうち高崎勝之助氏を除く3名が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	かね こ ゆう いち 金子 勇一 (1967年10月13日生) (新任)	1990年3月 当社入社 2008年4月 当社執行役員技術本部化学品技術部長 兼 相生工場生産技術部長 兼 姫路工場生産技術部長 兼 姫路工場長代行 2011年6月 当社取締役 生産技術部統括本部長 2016年6月 当社取締役退任 当社上席執行役員生産技術部統括本部長 兼 明石工場生産技術部長 兼 大阪工場生産技術部長 兼 福島工場生産技術部長 兼 営業本部新規ビジネス推進部技術担当役員 2018年7月 当社常務執行役員生産技術部統括本部長 兼 有機ELビジネス推進本部技術管掌 兼 生産技術部統括本部明石工場生産技術部長 兼 有機ELビジネス推進本部 福島工場生産技術部長 兼 有機ELビジネス推進本部 有機EL生産技術部長 兼 営業本部新規ビジネス推進部技術担当役員 2020年6月 当社取締役 生産技術部統括本部長 兼 福島工場生産技術部長 兼 有機ELビジネス生産技術部長 兼 営業本部新規ビジネス推進部技術担当役員 2022年7月 当社取締役 生産技術部統括本部長 兼 有機ELビジネス生産技術部長 兼 営業本部 新規ビジネス推進部技術担当役員 (現任)	44,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	つおもとよしほる 常本良治 (1950年6月28日生) (再任)	1982年11月 新和監査法人(現有限責任あずさ監査法人)神戸事務所入所 1986年3月 公認会計士登録 2008年6月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員・神戸事務所長就任 2012年6月 有限責任あずさ監査法人退職 2016年6月 当社社外監査役(現任)	一株
3	いまにしやすのり 今西康訓 (1964年3月9日生) (新任)	1991年4月 弁護士登録 宇津呂雄章法律事務所(現弁護士法人本町中央法律事務所)入所 2004年6月 株式会社淀川製鋼所社外監査役(2012年6月退任) 2006年10月 弁護士法人本町中央法律事務所代表社員(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 常本良治氏、今西康訓氏は、社外監査役候補者であります。
3. 常本良治氏は、現在当社の社外監査役ですが、同氏の就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
4. 常本良治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同候補者が再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、新任候補者である今西康訓氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出する予定であります。
5. 金子勇一氏を常勤監査役候補者とした理由は、当社における永年の職務に基づく経験や知見などにより、今後監査役として監査・監督機能を発揮して、当社の成長・価値向上に貢献することが期待できることから、常勤監査役として相応しいと判断したためであります。
6. 常本良治氏を社外監査役候補者とした理由は、経歴に裏付けされた見識に加え、公認会計士として培われた深い財務・税務知識や経験があり、社外監査役として相応しいと判断したためであります。
7. 今西康訓氏を社外監査役候補者とした理由は、経歴に裏付けされた見識に加え、弁護士として培われた深い法務知識や経験があり、社外監査役として相応しいと判断したためであります。
8. 当社は、常本良治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

9. 今西康訓氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
10. 当社は当社のすべての取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、当該保険の保険料はすべて当社が負担しております。各候補者が監査役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同内容で更新することを予定しております。

<株主提案 第5号議案>

当社取締役会は第5号議案に反対しております。

尚、本提案に反対する理由については、後記26・27頁に記載しております。

株主提案 第5号議案 取締役3名選任の件

第5号議案は、株主1名からのご提案によるものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号1. 日置 廣幸

候補者番号2. 船坂 陽子

候補者番号3. 古川 靖

提案株主から提出された本提案書面の当該記載は下記のとおりです。

*提案書面どおり掲載しておりますが、原文については、当社ホームページに掲載しておりますので、下記URLをご参照ください。

<https://www.chemipro.co.jp/ja/ir/news/news7009141915771123506.html>

第1 提案する議題

取締役3名選任の件

第2 議案の要領及び提案の理由等

1 議案の要領

以下の3名をケミプロ化成株式会社（以下「当社」といいます。）の取締役に選任すること。

日置 廣幸

船坂 陽子

古川 靖

なお提案者は、上記取締役候補者を個別に選任することを求めるものであり、他の候補者の選任議案が承認可決されることを停止条件とするものではありません。

2 提案の理由

提案株主は、2019年4月の兼俊社長の就任以降、現経営陣の皆様が、原材料やエネルギー価格の高騰等、様々な外部環境の変化、不安定要素がある中で当社経営を担ってこられたことに敬意を表します。とりわけ、兼俊社長ら現経営陣が2021年に策定した中期経営計画（以下「本中期経営計画」といいます。）の期間は、当社の経営環境や要因の分析等を更に進めるべく、現経営陣の皆様が経営を委ねることとし、信頼と期待をもって見守ってまいりました。

しかしながら、残念ながら、兼俊社長就任後の4年間、当社の売上高は横ばいで、当社の事業はほとんど成長しませんでした。経常利益率等も著しく低迷しており、当社事業の収益性を高めることもできませんでした。本中期

経営計画についても、初年度こそ目標を達成したものの、以後は毎年2回も下方修正を繰り返し、2024年3月期の着地見込みとしては、当初の計画に対して大幅な未達となることは確実です。その詳細は別紙に記載のとおりであります（別紙の内容も本提案の一部ですので、株主各位への通知を要請します。）兼俊社長及び現経営陣の皆様は、株主から期待される経営成果はおろか、マクロの成長と同程度の成長を上げることもできませんでした。

そこで、現中期経営計画が終了する2024年3月期を区切りに、当社の経営の継続性を図りつつも、経営体制の抜本的な変更を求めることとし、金子勇一取締役を除く、兼俊寿志社長、河井典生常務取締役、赤瀬寿常務取締役の業務執行取締役3名を交代する案を本定時株主総会に対して提案いたします。

なお、経営体制の変更は目的ではなく手段であり、本来、現経営体制・取締役会がその必要性に迫られ、あるいは積極的に、この4年の間に自発的にその姿勢や方向性程度はみせるべきであったと考えます。しかし、当社は、この4年間、そのような自発的な経営の改善に向けた動きを見せることはなく、ただ、従前の体制の維持のみを実現してきました。このことからして、当社の現経営陣に、経営体制の抜本的な変更をすることは期待できないと判断しており、上記のとおり業務執行取締役の交代を求めるものです。

(※) 当社の現経営陣に経営体制の変更を求めた場合、せいぜい、多くて数名程度の業務執行を担当する者を入れ替えたり、増員したり、といった程度のことのみを、体裁上実施する程度に留まることが予想されます。

3 候補者の氏名、略歴等

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ひおき ひろゆき 日置 廣幸 (1948年11月20日生)	1979年8月 シプロ化成株式会社入社 1991年3月 同社取締役 2000年12月 同社専務取締役 2017年10月 同社顧問 2018年10月 同社退職 現在に至る (重要な兼職の状況) なし	4,000株
<p>選任理由</p> <p>日置廣幸氏は、長年にわたり、当社の主力製品である紫外線吸収剤をはじめ、酸化防止剤、防錆剤等の製造・販売を営む企業の役員を務めており、同社では営業を中心に営業開発、原材料の購買、工場運営の管理等の業務に携わるなど、当社の事業全般の発展にとって必要な深い経験と知識を有しております。かかる知見を活かし、当社事業全体を統括し、当社事業の立て直しと再成長をけん引し、当社の中長期的な企業価値向上を実現するために必要な人材であることから、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
2	ふなさか ようこ 船坂 陽子 (1958年12月16日生)	1988年4月 神戸大学医学部 皮膚科 助手 1989年12月 米国Yale大学医学部 皮膚科 研究員 (～1991年3月) 1996年7月 神戸大学医学部附属病院 皮膚科 講師 1996年9月 米国Cincinnati大学医学部 皮膚科 文部省 (現：文部科学省) 在外研究員 (～1996年10月) 2009年4月 神戸大学大学院 医学研究科皮膚科学分野 准教授 2010年4月 日本医科大学医学部 皮膚科学 准教授 2014年10月 日本医科大学医学部 皮膚科学 教授 2020年4月 医療法人社団福寿会慈英会病院 美容皮膚科 (非常勤) 2024年4月 日本医科大学名誉教授 2024年4月 医療法人社団ENEXT理事兼池袋西口病院美容皮膚科 部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 医療法人社団ENEXT理事、同池袋西口病院美容皮膚科 部長、医療法人社団福寿会慈英会病院美容皮膚科 (非常勤)	60株
<p>選任理由及び期待される役割の概要</p> <p>船坂陽子氏は、長年にわたり皮膚科医として医療活動に従事するとともに、美白剤、紫外線や光治療に関する基礎研究を続け、多くの大手企業と共同研究を展開し、特許の出願等に至った実績も有しております。また、日本医科大学では、キャリア支援センターの委員を長年務め、ダイバーシティ及び女性のキャリア推進のための制度設計・整備等に携わっております。かかる知見を活かし、当社の製造業としての研究開発業務や新規事業開発の推進、当社組織の多様性の確保等に貢献することが期待され、当社の中長期的な企業価値向上を実現するために必要な人材であることから、社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3	ふるかわ やすし 古川 靖 (1957年10月3日生)	1981年4月 赤井電機株式会社入社 1986年11月 株式会社バルコプロモーション入社 1987年10月 株式会社SRA (現：株式会社SRA ホールディングス) 入社 2005年9月 株式会社ダイナム入社 2006年10月 株式会社ダイナムホールディングス (現：株式会社ダイナムジャパンホ ールディングス) 出向 2007年3月 アントケアホールディングス株式会 社 (現：グリーンライフ株式会社) 入社 2012年7月 行政書士ふるかわ法務事務所開設 同代表 2014年7月 医療法人社団 福寿会入職 2014年11月 株式会社ケアシステムズ入社 2015年5月 同社監査役 2017年4月 同社取締役 2018年4月 同社代表取締役社長 (~2022年10 月) 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社ケアシステムズ取締役、行政書士ふるかわ 法務事務所代表	1,000株
<p>選任理由及び期待される役割の概要</p> <p>古川靖氏は、上場会社を含む事業会社において、法務、株式、IR、M&A、グループ会社管理、IPO関連業務等の経営管理業務に幅広く従事したほか、医療法人におけるコンプライアンス・内部統制体制の構築、監督当局の対応に従事した経験も有しております。かかる知見を活かし、当社のミドルオフィス機能の充実、体制強化等に貢献することが期待され、当社の中長期的な企業価値向上を実現するために必要な人材であることから、社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 船坂陽子氏及び古川靖氏は社外取締役候補者であり、当社は、同氏らとの間で、会社法427条1項の規定により責任限定契約を締結する予定です。
3. 船坂陽子氏及び古川靖氏が取締役就任した場合、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。

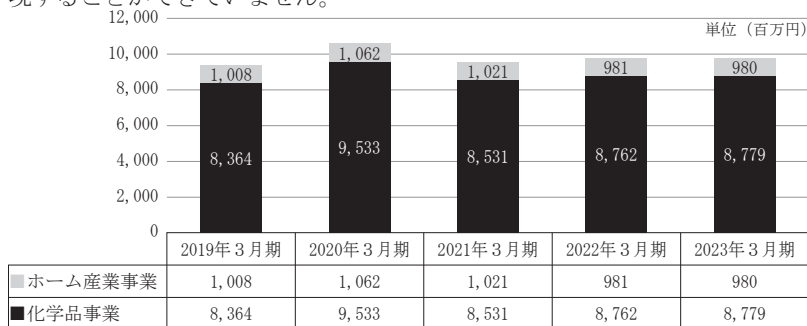
(別紙) 当社の経営状況

1 継続的な業績不振を招いていること

2019年4月に就任した兼俊社長を中心とする現経営陣の在任期間中、当社の事業成長性（売上高）及び収益性（経常利益率、ROA、ROE）は、極めて低い状況が継続しています。

(1) 事業成長性

当社の売上高は、2020年3月期に100億円に達したものの、その後は同水準を継続的に割り込み、増加しておらず、現経営陣の在任期間中、当社事業全般はほとんど成長していません。セグメントごとにみても、ホーム産業事業に関しては2020年以降継続して減少傾向にあるほか、主力の化学品事業に関しても売上高を伸ばすことができておらず、当社事業の成長は実現することができていません。



（当社ウェブサイトより^{1）}）

(2) 収益性

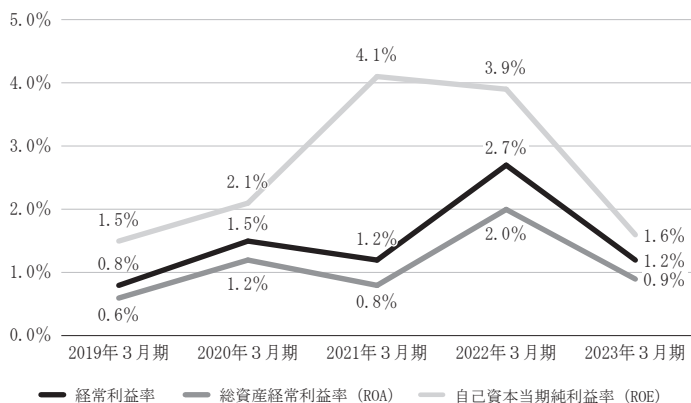
当社の収益性も著しく低い状況です。当社が経営指標として定める経常利益率は、2021年3月期が1.2%、2022年3月期が2.7%、2023年3月期が1.2%であり、2024年3月期の目標である5.0%には遠く及ばない見込みです。

また、総資産経常利益率(ROA)は、2021年3月期は0.8%、2022年3月期は2.0%、2023年3月期は0.9%で、自己資本当期純利益率(ROE)は、2021年3月期は4.1%、2022年3月期は3.9%、2023年3月期は1.6%です^{2）}。上場会社としては、資本コストを超えるROE水準として、8%^{3）}を達成することが期待される中、資本収益性は極めて低い状況といえます。

^{1）} <https://www.chemipro.co.jp/ja/ir/finance/segment.html>（セグメント情報 | 業績・財務 | 投資家情報 | ケミプロ化成株式会社(chemipro.co.jp)）

^{2）} <https://www.chemipro.co.jp/ja/ir/finance/indicator.html>（主要財務指標 | 業績・財務 | 投資家情報 | ケミプロ化成株式会社(chemipro.co.jp)）

^{3）} 経済産業省「『持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～』プロジェクト（伊藤レポート）」最終報告書(2014年8月)



(当社ウェブサイト⁴より)

2 中期経営計画の立案・進捗状況

当社は2021年5月20日、2021年度から3か年の中期経営計画を策定・公表し、下記のとおり業績計画を立てています。しかしながら、計画を達成することができたのは、初年度の2022年3月期のみであり、以後の2か年は下方修正を2度ずつ行い、最終年度である2024年3月期は、売上高及び利益指標につき、いずれも大幅に当初計画未達となることは確実です。

株主としては、もともと当該計画には具体性がなく、達成に向けた道筋等も示されておらず、実現可能性に乏しいものであると評価しておりましたが、このように2度の下方修正を繰り返していることから、現経営陣の皆様、企業価値向上に向けた経営計画の策定及びその実現に向けた経営管理能力の欠如は明らかであると考えております。

(単位：百万円)

	2021年3月期	2022年3月期		2023年3月期				2024年3月期			
	実績	当初計画	実績	当初計画	修正	再修正	実績	当初計画	修正	再修正	実績
売上高	9,553	9,300	9,743	9,800	10,400	9,700	9,760	10,700	10,700	9,100	—
経常利益	110	150	264	300	300	120	121	500	200	100	—
当期純利益	180	100	179	200	200	70	71	325	120	80	—

2022/5/20 業績計画修正
2023/4/20 業績予想修正

2023/5/19 業績計画修正
2023/10/20 業績予想修正

	当初計画	修正計画	実績		
	2024年3月期	2024年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
経常利益率	5%	2.0%	2.7%	1.2%	—
自己資本利益率 (ROE)	7%	2.5%	3.9%	1.6%	—
自己資本比率	35%	34.0%	34.0%	33.3%	—

⁴ <https://www.chemipro.co.jp/ja/ir/finance/indicator.html> (主要財務指標 | 業績・財務 | 投資家情報 | ケミプロ化成株式会社 (chemipro.co.jp))、<https://www.chemipro.co.jp/ja/ir/finance/highlight.html> (財務ハイライト | 業績・財務 | 投資家情報 | ケミプロ化成株式会社 (chemipro.co.jp))

3 現経営陣は対処すべき経営課題に対し何ら有効な施策を講じていない

現経営陣の皆様自身が、有価証券報告書において掲げる以下の「優先的に対処すべき課題」については、何らの進展は見られず、そのような課題に対処することができていないことが、上記経営不振の原因の一つであると考えております。少なくとも2021年4月以降、ほとんどかかる記載内容に変化はなく、何らの有効な施策が講じられておりません。

① 化学品事業

主力製品の受注量変動リスクを最小化するため、既存取引先との関係維持・強化を図ること、環境配慮型新規製品の開発を含めた各製品の販路拡大と設備の稼働状況の安定化を目的とした受託製造製品ラインナップの拡充を追求することにより、安定収益の永続的な確保に繋げること

② 有機EL事業

営業損益の早期の黒字化を実現するため、ディスプレイ用電子材料関連分野での官学連携の製品開発改良活動を展開し、市場規模の拡大局面にシェアを確保するための顧客と一体となった潜在ニーズの発掘と機動的販売強化、盤石な販売ルートの構築を図ること

③ ホーム産業事業

受託加工品の取り込みを含めた販売網の一層の拡充と環境配慮型製品への計画的なシフト、原材料及び設備の見直しを実施することにより一層の事業の安定化を図ること

また、当社の主要事業である化学事業においては、主要顧客のBASF社に対する売上が当社の売上高の約3割を占めるなど、同社に対する依存度が高いということは、有価証券報告書における「事業等のリスク」においても言及されています。当社としては、第2、第3となる事業の確立を目指し、新規製品の拡大と受託製造製品ラインナップの充実を図るべく、積極的な営業活動を展開する必要があるとされていますが、この点についても、長年月にわたり、当該割合は変化しておらず、兼俊社長の体制に移行後も、何ら進展したことは窺われません。

このように、現経営陣の皆様は、重要な経営課題に対して、何らの有効な策を講じることができておりません。

4 現経営陣は株主に対して利益をもたらしておらず市場からも評価されていない

以上の経営の結果、現経営陣の皆様は株主に対し、十分な利益をもたらしていません。2023年3月期を基準とした株主総利回り(TSR)は、当社が比較指標として掲げるTOPIXと対比し、一度もこれを上回っていません。

これは、多くの株主、そして市場からも現経営陣による経営が評価されていないことを意味しており、大株主として、このような状況はもはや看過することはできません。

5 総括

このような経営陣の皆様による経営は、当社の企業価値向上に向けて、もはや限界にきていると考えます。このまま当社の経営を委ねることは、当社の企業価値を毀損するばかりであり、今般、弊社は、経営の継続性を図りつつも、経営体制の抜本的な変更を求めることといたしました。

以上

当社取締役会は第5号議案に反対しております。
本提案に反対する理由は、以下のとおりです。

(詳細は、当社ホームページ掲載の「株主提案に関する書面受領および当該株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」をご覧ください。)

① **本提案により、企業価値及び株主価値向上が望めるとは考えられない**

本提案では、当社の成長や業績向上に向けた具体的な方針や戦略などは明示されておらず、本提案によって企業価値及び株主価値向上が望めるとは考えられません。

② **現行経営体制は、企業価値及び株主価値向上のための取り組みを進めている**

現経営陣は第2期中期経営計画において3ヵ年とも黒字を確保し、配当も実施しています。また、新中期経営計画を策定し、企業価値及び株主価値向上の取り組みを進めています。

③ **本提案に記載のある当社の経営状況や対処すべき経営課題は、正しい理解に基づいていない**

本提案にある事業成長性や収益性の記載の内容は、会計基準の変更や最新の状況を踏まえたものではなく、当社の実情の正しい理解に基づいたものではありません。

④ **本提案にある現行経営陣は、株主に対して利益をもたらしておらず市場からも評価されていないという指摘は正しくない**

当社は配当を続けており、剰余金処分案も賛成多数で承認をいただいております。また、直近5年間の株主総利回り(TSR)は、すべての事業年度でTOPIXを上回っており、本提案での指摘の当社TSRがTOPIX比で下回っているとの指摘は正しくありません。

⑤ **本提案により構成される経営体制は適切ではない**

本提案による経営体制は、業務執行取締役と社外取締役の構成がいびつになることに加え、業務執行の継続性に支障をきたし、当社自体の存続を危うくするものと考えます。

また、取締役候補者の日置廣幸氏は、年齢が当社内規の上限を超えていることに加え、当社取締役の任を適切に果たすことができると判断しうる経験などの材料は確認できませんでした。さらに、社外取締役候補者である船坂陽子氏、古川靖氏については、両名の有する専門的な経験や知見の領域が当社事業の分野と大きく異なり、当社への貢献可能と判断できる材料も不明です。

当社には、大所高所からの助言や提案などを行い貢献している社外取締役が既に3名おり、これ以上の社外取締役増員の必要はないと考えます。さらに、当社は、経営体制の一層の強化を図るとともに、新たな取締役候補者の選任等、次世代を見据えた人材登用を行い、事業の継続的な発展を目指し、新しい経営体制への変更を予定しており、本提案の新たな3名の選任は必要はないと考えます。

⑥ 本提案は、企業価値の向上といった正当な理由によるものではないとの疑いが否定できない

本提案は、提案者である株式会社ケアシステムズの支配株主との報告を受けており、かつ、当社主要株主でもある福岡靖介氏の意向に沿ったものと考えております。

また、株式会社ケアシステムズは、当社の第39期定時株主総会に際しても、今回の候補者である日置廣幸氏のほか、株式会社ケアシステムズや同社を傘下に置き、福岡靖介氏が理事長である医療法人社団福寿会の使用人、福岡靖介氏の親族らが候補者の過半数を占める取締役選任議案について、複数株主の意向・賛同に基づくものとして株主提案をしております。（なお、この提案は、当社株主である公益財団法人福岡直彦記念財団の当該株主提案に対する賛同も得ているとしておりましたが、これは明らかに事実と反しており、抗議を受け、後日訂正して撤回されています。）

本提案においても上述の提案と同様に、日置廣幸氏のほか、株式会社ケアシステムズの役員、福岡靖介氏の親族が候補者とされています。このような背景・経緯から、本提案が特定の株主グループの当社への影響力を得るためのものであり、株主全体の利益に資するものではないとの疑いを払拭できません。

以上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、米国が底堅さを維持する一方で、欧州や中国の景況は依然として低調な状況が続き、また、地政学的リスクの一層の高まりもあり、全体としては不安定な状況が続きました。

このような経済環境の中、当社の属するファインケミカル業界につきましては、円安の進行に伴う原材料、エネルギー価格の高騰等から、厳しい収益環境が続きました。当社においては、昨年度から続くグローバルマーケットにおける主力製品の在庫調整局面に大きな変化はなく、特に年度前半は大きく売上が落ち込みました。これらの状況は、年度末にかけ、わずかに改善がみられたものの、総じて売上・利益両面で強い逆風下にありました。

具体的な当事業年度における当社の売上高は、化学品事業では、受託製造製品、酸化防止剤、写真薬中間体が増収となりましたが、主力製品である紫外線吸収剤に加えて、製紙用薬剤などの減収の影響が大きく、全体では減収となりました。ホーム産業事業でも市況の低迷により、主に木材保存薬剤の販売が振るわず、減収となりました。結果、売上高全体では、前年同期比524百万円減の9,236百万円（前年同期比5.4%減）で着地いたしました。利益面では、一部の製品について価格改定による収益性の改善があったほか、不安定な需要動向に柔軟に対応し、需給バランスを調整するために一部の工場で生産調整を行い、経費の一部を生産休止費用に計上したこともあり、営業利益は482百万円（同34.8%増）となりました。経常利益は先述の生産休止費用を営業外費用として281百万円計上しましたが、収益改善の効果もあり、132百万円（同9.7%増）となりました。税引前当期純利益については、保険解約返戻金により特別利益を27百万円計上し、160百万円（同32.7%増）となりました。当期純利益については、法人税、住民税及び事業税が52百万円、法人税等調整額が△17百万円となり126百万円（同77.5%増）となりました。

以下に各事業の概要をご報告いたします。

(化学品事業)

当事業年度の売上高は、主力製品である紫外線吸収剤が前年同期比555百万円減の4,939百万円（前年同期比10.1%減）となったことに加えて、

製紙用薬剤が同127百万円減の211百万円（同37.6%減）、電子材料が同30百万円減の63百万円（同32.3%減）となる一方で、受託製造製品が同126百万円増の2,132百万円（同6.3%増）、酸化防止剤が同79百万円増の593百万円（同15.5%増）、写真薬中間体が同25百万円増の291百万円（同9.5%増）となり、全体では同481百万円減の8,298百万円（同5.5%減）となりました。

（ホーム産業事業）

当事業年度の売上高は、木材保存薬剤の売上高が前年同期比39百万円減の755百万円（前年同期比5.0%減）となり、その他でも同3百万円減の182百万円（同1.7%減）となったことから、全体では同43百万円減の937百万円（同4.4%減）となりました。

② 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度の設備投資は、333百万円でした。これは、既存設備の更新工事、分析機器の取得などによるものであります。

なお、設備投資につきましては、自己資金及びリースによりまかないました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

（単位：千円）

区 分	第 40 期 (2020.4.1~2021.3.31)	第 41 期 (2021.4.1~2022.3.31)	第 42 期 (2022.4.1~2023.3.31)	第43期(当事業年度) (2023.4.1~2024.3.31)
売 上 高	9,553,323	9,743,874	9,760,638	9,236,157
経 常 利 益	110,825	264,693	121,120	132,859
当 期 純 利 益	180,156	179,168	71,084	126,170
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	10円98銭	10円97銭	4円41銭	7円82銭
総 資 産	13,643,629	13,452,961	13,783,787	13,713,882
純 資 産	4,525,184	4,574,594	4,595,539	4,679,600

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 収益認識会計基準等を第41期の期首から適用しております。

(3) 対処すべき課題

世界経済は、原油高等コスト上昇に起因した物価の高止まり、金利差などに基づく為替変動、地政学的リスクの長期化等により、引き続き不安定かつ不透明な状況が続くものと思われます。一方、わが国経済では、政府主導による雇用・所得環境の向上政策を背景として個人消費の押し上げが期待されるものの、当社を取り巻く事業環境においては為替動向、資源・エネルギー価格、人件費の上昇などが大きく影響を及ぼすものと思われます。

このような厳しい環境下にはありますが、次期（2025年3月期）の通期業績につきましては、当社主力製品である紫外線吸収剤などのプラスチック添加剤の需要回復と販売強化などにより、売上高は9,800百万円を見込んでおります。一方、利益面につきましては、原材料価格、エネルギー価格の高騰などによるコスト増加に対する価格転嫁を適正に進めるとともに、工場稼働率向上による生産休止費用の圧縮を図り、営業利益480百万円、経常利益200百万円、当期純利益140百万円となる予想であります。

なお、本業績予想は、事業年度を通して段階的に価格転嫁が浸透していくことを前提としております。また、本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであり、今後様々な要因によって予想数値と異なる結果となる可能性があります。

当社といたしましては、主力製品を中心とした既存取引先との関係・維持強化に加え、環境配慮型新規製品の開発を含めた各製品の販路拡大を図るとともに受託製造製品ラインナップの拡充などにより、安定収益の持続的な確保を図ってまいります。また、官学連携の製品開発改良活動の展開や環境配慮型製品への計画的なシフトのほか、原材料や設備見直しなどを実施することにより、一層の事業安定化を図ってまいります。

加えて、優秀な人材の確保・育成に努めるとともに、利益確保と在庫削減などにより内部留保を充実させるとともに資金調達可能枠の確保に繋げ、強靱な財務基盤を構築します。そして、それらに基づく安定配当の継続により、株主の皆様への満足度向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

有機化学工業薬品(紫外線吸収剤、酸化防止剤、製紙用薬剤、写真薬中間体、電子材料、木材保存薬剤等の製品)の製造販売

(5) 部門別売上高の概況 (2024年3月31日現在)

(単位:千円、%)

事業別	品目	第41期 (2021.4.1~2022.3.31)		第42期 (2022.4.1~2023.3.31)		第43期(当事業年度) (2023.4.1~2024.3.31)	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
化学品事業	紫外線吸収剤	5,508,939	56.5	5,495,110	56.3	4,939,961	53.5
	酸化防止剤	586,403	6.0	514,016	5.3	593,631	6.4
	製紙用薬剤	353,511	3.6	338,599	3.5	211,137	2.3
	写真薬中間体	265,642	2.7	266,046	2.7	291,447	3.2
	電子材料	196,216	2.0	93,214	1.0	63,110	0.7
	受託製造製品	1,794,312	18.4	2,005,657	20.5	2,132,521	23.1
	その他	57,006	0.6	66,996	0.7	66,445	0.7
	(小計)	8,762,032	89.9	8,779,640	89.9	8,298,255	89.8
ホーム産業事業	木材保存薬剤	791,163	8.1	795,496	8.2	755,598	8.2
	その他	190,678	2.0	185,501	1.9	182,303	2.0
	(小計)	981,841	10.1	980,997	10.1	937,901	10.2
合計		9,743,874	100.0	9,760,638	100.0	9,236,157	100.0

(注) 1. 数量については、同一品目の中でも種類が多く、かつ仕様も多岐にわたるため、記載を省略しております。

2. 金額は、販売価格で表示しており、消費税等を含んでおりません。

3. 主要品目は、事業毎に分類して表示しております。

(6) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

本社 神戸市中央区京町83番地
研究所 相生
工場 明石、姫路、相生、大阪、福島
営業所 大阪、福岡、関東(埼玉県川越市)

(7) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
225(6)名	5名減(3名増)	43.0歳	15.0年

(注) 従業員数は就業員数で、従業員、嘱託、受入出向者を含んでおります。また、パート及び派遣社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,115百万円
株式会社みなと銀行	1,080
株式会社中国銀行	635
株式会社三菱UFJ銀行	525
株式会社りそな銀行	525
株式会社三井住友銀行	485

2. 株式の状況（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 66,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,623,613株
- (3) 株主数 2,012名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ケアシステムズ	3,467千株	20.9%
公益財団法人福岡直彦記念財団	2,791	16.8
福岡靖介	1,700	10.2
BASFジャパン株式会社	1,270	7.6
ケミプロ化成取引先持株会	1,010	6.1
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	709	4.3
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	653	3.9
株式会社みなと銀行	593	3.6
富士工業株式会社	353	2.1
大阪中小企業投資育成株式会社	195	1.2

(注)当社が保有している自己株式が69株あります。

なお、自己株式には信託が保有する当社株式653,900株を含めておりません。

持株比率は自己株式(69株)を控除し小数点第2位を四捨五入して計算しております。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役社長	兼 俊 寿 志	管理本部長 兼 コンプライアンス担当役員
常務取締役	河 井 典 生	営業本部長 兼 購買部長
常務取締役	赤 瀬 寿	生産本部長 兼 福島工場長
取 締 役	金 子 勇 一	生産技術部統括本部長 兼 有機ELビジネス生産技術部長 兼 営業本部新規ビジネス推進部技術 担当役員
取 締 役	柳 雅 二	株式会社東京きらぼしフィナンシャル グループ 顧問
取 締 役	寶 田 健 太 郎	宝田・寿原会計事務所 代表 スターライトコンサルティング株式 会社 代表取締役
取 締 役	田 中 耕 司	資本政策研究所 代表
常 勤 監 査 役	清 水 俊 造	
監 査 役	常 本 良 治	
監 査 役	藤 田 健	藤田法律事務所 代表
監 査 役	高 崎 勝 之 助	BASFジャパン株式会社 財務・コントローリング部長

- (注) 1. 取締役柳雅二氏、寶田健太郎氏、田中耕司氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役常本良治氏、藤田健氏、高崎勝之助氏は社外監査役であり、常本良治氏及び藤田健氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役常本良治氏は、公認会計士となる資格を有し、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役藤田健氏は、弁護士の資格を有し、法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役高崎勝之助氏は、当社事業と関連の深いグローバル企業の管理部門の責任者として財務他の管理部門に関する相当程度の知見を有しております。

6. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

7. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社のすべての取締役、監査役及び執行役員

②保険契約の内容の概要

被保険者が会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補するものであり、1年毎に契約更新しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

(2) 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

区 分	支給人数	基本報酬	業績連動報酬 (非金銭報酬)	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3)	102,600千円 (10,800)	6,122千円 (-)	108,722千円 (10,800)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3)	19,200千円 (8,400)	一千円 (-)	19,200千円 (8,400)
合計 (うち社外役員)	11名 (6)	121,800千円 (19,200)	6,122千円 (-)	127,922千円 (19,200)

- (注) 1. 取締役の報酬の総額は、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬は、役別ポイント数に第43期の期初に設定した経常利益目標額200万円の達成率に応じて経常利益達成率係数を乗じることにより算定しております。経常利益額を業績指標に選定した理由は、取締役報酬と当社業績及び株式価値との連動性が明確であるからであり、第43期の業績指標に関する実績は業績連動報酬差引前経常利益で138百万円でありました。

(3) 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会決議に関する事項

① 基本報酬

取締役の報酬額は、1995年6月29日開催の第14期定時株主総会において年額3億円以内と決議しております。(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。監査役の報酬額については、1997年6月27日開催の第16期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

② 業績連動報酬(非金銭報酬)

2021年6月25日開催の第40期定時株主総会の決議により、取締役会で定めた役員株式給付規程に基づき業績達成度等に応じてポイントを付与し、退任時に当該付与ポイント相当の株式を給付する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入しております。(社外取締役及び監査役は除く。)取締役へ付与されるポイント数は代表取締役、役員取締役および取締役の別に、役位別ポイント数に事業年度の期初に設定した経常利益目標額の達成率に応じて経常利益達成率係数を乗じることにより算定いたします。当該株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は4名です。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

(上記決定方針に関する決議を2021年2月度定時取締役会で決議済)

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動型の株式報酬(株式給付信託)により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

② 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、株主総会で決議された年間の上限額の範囲内で役位、職責などに応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③ 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動型の株式報酬(株式給付信託)は、役員株式給付規程に基づき当該事業年度における役位、業績達成度等に応じて定まる数のポイントを付与する。取締役に付与

するポイントは1ポイント当たり当社普通株式1株で換算する（社外取締役は対象外とする。）。また、給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役のポイント
は、退任時までに当該取締役に付与されたポイントを累積した数で確定し、株式給付
を受ける時期は、原則として取締役退任時とする。

- ④ 金銭報酬の額、又は業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合
の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する
業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど金
銭報酬の額及び業績連動報酬等の割合が多くなる設計とする。

- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の報酬等の額については、取締役会から一任を受けた代表取締役社長がその
決定権限を有し、代表取締役社長と社外取締役との事前の意見交換及び取締役会の事
後的な検証を前提に、株主総会で決議された年間の上限額の範囲内で役位や職務責任
等を考慮して決定する。また、業績連動型の株式報酬（株式給付信託）については、
役員株式給付規程に基づき業績達成度等に応じてポイントを付与し、退任時に当該付
与ポイント相当の株式を給付する。

委任を受けた者：代表取締役社長 兼俊 寿志

委任された権限の内容：各取締役の報酬等の額の決定

委任理由：代表取締役社長は、各取締役の能力並びに業務内容を適切に把握している
ことから各取締役の報酬等の額の決定において「取締役の個人別の報酬等の内容につ
いての決定に関する方針」に沿った決定ができるものと取締役会が判断したもの。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 取締役柳雅二氏は、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ顧問を兼務しておりますが、兼職先と当社との間において特別な関係はありません。
- ② 取締役寶田健太郎氏は、宝田・寿原会計事務所の代表及びスターライトコンサルティング株式会社 代表取締役を兼務しておりますが、兼職先と当社との間において特別な関係はありません。
- ③ 取締役田中耕司氏は、資本政策研究所の代表を兼務しておりますが、兼職先と当社との間において特別な関係はありません。
- ④ 監査役藤田健氏は、藤田法律事務所の代表を兼務しておりますが、兼職先と当社との間において特別な関係はありません。
- ⑤ 監査役高崎勝之助氏は、BASFジャパン株式会社の財務・コントローリング部長を兼務しております。兼職先は、当社化学品事業の主要取引先であり、当社の特定関係事業者であります。また、当社の主要取引先である同社は、当社の株主(所有株式 7.6%)であります。
- ⑥ 当事業年度における主な活動状況（社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要を含む）
 - ・取締役柳雅二氏は、当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、証券市場に関わる深い見識と営業経験等の専門的な見地から意見を述べております
 - ・取締役寶田健太郎氏は、当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、税務・会計に関わる専門知識を活かし専門的な見地から意見を述べております。
 - ・取締役田中耕司氏は、当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、投資育成業務と企業分析経験に関わる専門知識を活かし専門的な見地から意見を述べております。
 - ・監査役常本良治氏は、当事業年度開催の取締役会17回の全て、及び監査役会7回の全てに出席し、公認会計士としての経験を活かし専門的な見地から意見を述べております。
 - ・監査役藤田健氏は、当事業年度開催の取締役会17回の全て、及び監査役会7回の全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から意見を述べております。
 - ・監査役高崎勝之助氏は、当事業年度開催の取締役会17回の全て、及び監査役会7回の全てに出席し、当社事業と関連の深いグローバル企業の管理部門の責任者としての専門的な知識と幅広い経験から意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 31,000千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 31,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、役員及び従業員が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に従業員教育等を行う。

内部監査室は、総務部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役に報告されるものとする。

法令上、疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として、ホットラインを設置し、通報者に不利益が及ばない事を保証し、運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規程にしたがい、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程、その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等にかかるリスクについては、それぞれの担当部署において、規則やガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成及び配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。

新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定め、対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配、意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

⑤ 当会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社においても、各組織、指揮命令系統、責任及び権限を報告する義務を設定し、企業集団全体を網羅的・統括的に管理する。

内部監査室は、当会社と同様に子会社の内部監査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、特定の従業員に監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査役より監査業務に必要な指示を受けた従業員は、その指示を最優先して業務に従事するものとし、当該最優先業務に関しては取締役等の指揮命令を受けないものとする。

⑦ 監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社からなる企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を、必要に応じて適宜報告する体制を整備する。

内部監査室は、監査結果を適時、適切な方法で監査役に報告する。

通報者に不利益が及ばない内部通報窓口(ホットライン)への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。

内部通報窓口(ホットライン)への通報内容が、監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は、速やかに監査役に通知する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役より、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は請求等があったときは、その職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は請求の精算を行う。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

(2) 内部統制のシステム運用状況

コンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を「コンプライアンス・マニュアル」小冊子として、すべての役職員に配布し教育訓練を実施しております。財務報告の有効性に関する評価並びに各事業部門における業務処理統制の状況については、内部監査室が計画的に実施する業務処理統制監査において検証を行い、法令遵守の状況については、常勤監査役と内部監査室が連携して計画的あるいは抜き打ち的に実施する内部監査活動において検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として代表取締役及び常勤監査役に対し、報告を行っております。また、常勤監査役は、経営に重大な影響を及ぼすリスクについて業務執行を行う取締役が適切に対応しているか確認検証しており、その検証結果は監査役会において情報共有し、必要に応じて代表取締役に意見交換会を通じて報告を行っております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営環境、業績、将来の事業展開等を総合的に勘案した上で財務体質の強化を図りつつ、安定的に配当を行うことを基本方針としております。また、当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

本事業報告中の記載金額及び株式数の表示単位未満は切り捨てて、また比率の表示桁数未満は四捨五入で表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	8,376,693	流動負債	6,197,538
現金及び預金	1,882,862	電子記録債務	404,960
受取手形	5,065	買掛金	744,731
電子記録債権	94,723	短期借入金	2,850,000
売掛金	2,287,248	1年内返済予定の長期借入金	1,030,000
商品及び製品	2,973,597	リース債務	116,580
仕掛品	99,995	未払金	503,976
原材料及び貯蔵品	442,198	未払費用	147,777
前払費用	71,866	未払法人税等	46,348
未収入金	352,500	預り金	20,724
立替金	296	前受収益	600
その他	171,027	賞与引当金	96,456
貸倒引当金	△4,689	営業外電子記録債務	24,011
		その他	211,370
固定資産	5,337,188	固定負債	2,836,742
有形固定資産	4,933,288	長期借入金	1,827,500
建物	941,635	リース債務	358,597
構築物	165,699	退職給付引当金	576,212
機械及び装置	388,411	株式給付引当金	45,523
車両運搬具	0	その他	28,909
工具、器具及び備品	80,022		
土地	2,861,042	負債合計	9,034,281
リース資産	462,230		
建設仮勘定	34,246	[純資産の部]	
無形固定資産	9,308	株主資本	4,528,784
ソフトウェア	1,328	資本金	2,155,352
電話加入権	7,979	資本剰余金	1,060,713
投資その他の資産	394,591	資本準備金	1,052,562
投資有価証券	253,990	その他資本剰余金	8,150
関係会社株式	10,800	利益剰余金	1,517,732
破産更生債権等	14,544	その他利益剰余金	1,517,732
長期前払費用	4,037	繰越利益剰余金	1,517,732
敷金	16,565	自己株式	△205,013
繰延税金資産	49,751	評価・換算差額等	150,816
その他	59,447	その他有価証券評価差額金	150,816
貸倒引当金	△14,544	純資産合計	4,679,600
資産合計	13,713,882	負債・純資産合計	13,713,882

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：千円)

科	目	金	額
売 上 高	製品売上高	8,884,598	9,236,157
	商品売上高	351,559	
売 上 原 価	製品期首棚卸高	2,675,094	7,737,451
	当期製品製造原価	6,958,817	
	合 計	9,633,911	
	製品他勘定振替高	127	
	製品期末棚卸高	2,189,066	
	製品売上原価	7,444,717	
	商品期首棚卸高	26,856	
	当期商品仕入高	282,570	
	合 計	309,427	
	商品他勘定振替高	93	
	商品期末棚卸高	16,599	
	商品売上原価	292,734	
	売 上 総 利 益		
販売費及び一般管理費			1,016,293
営 業 利 益			482,411
営 業 外 収 益	受取利息	3	25,361
	受取配当金	6,571	
	受取賃貸料	7,200	
	投資有価証券売却益	3,965	
	雑収入	7,621	
営 業 外 費 用	支払利息	71,645	374,914
	賃貸収入原価	459	
	生産休止費用	281,605	
	雑損	21,204	
	経常利益		
特 別 利 益	保険解約返戻金	27,836	27,836
	税引前当期純利益		160,695
	法人税、住民税及び事業税	52,362	34,525
	法人税等調整額	△17,836	
当 期 純 利 益			126,170

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 製品他勘定振替高及び商品他勘定振替高は、販売費等振替高であります。

株主資本等変動計算書

(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金		自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	2,155,352	1,052,562	5	1,052,567	1,424,683	1,424,683	△120,622	4,511,982
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△33,121	△33,121		△33,121
当期純利益					126,170	126,170		126,170
自己株式の取得							△99,846	△99,846
自己株式の処分			8,145	8,145			15,454	23,600
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	8,145	8,145	93,048	93,048	△84,391	16,802
当 期 末 残 高	2,155,352	1,052,562	8,150	1,060,713	1,517,732	1,517,732	△205,013	4,528,784

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	83,557	83,557	4,595,539
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△33,121
当期純利益			126,170
自己株式の取得			△99,846
自己株式の処分			23,600
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	67,258	67,258	67,258
当期変動額合計	67,258	67,258	84,061
当 期 末 残 高	150,816	150,816	4,679,600

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 関連会社株式 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
以外のもの
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 - ② 無形固定資産 定額法
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- ④ 株式給付引当金 役員株式給付規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。（実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」に準じた処理を適用しております。）

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 化学品事業

化学品事業における紫外線吸収剤等の販売については、主として製品及び商品が顧客により検収された時点で、顧客に製品及び商品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が移転し、支払を受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。なお、受託製造製品の一部について、原材料を顧客より調達し加工を加えたのち当該顧客に販売する有償支給取引を行っており、調達した原材料に売り戻し義務がある取引については、取引価額から有償支給原材料相当額を差し引いた純額で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として4カ月後の末日までに受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

② ホーム産業事業

ホーム産業事業における防蟻薬剤等の販売については、製品及び商品が顧客により検収された時点で、顧客に製品及び商品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が移転し、支払を受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として2カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・為替予約取引
ヘッジ対象・・・外貨建金銭債権債務
- ③ ヘッジ方針 外貨建取引における為替変動のリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 振当処理を採用しているため、有効性の評価は行っておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

繰延税金資産 49,751千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく経常利益をベースに、各事業の過去実績や市場環境を踏まえて課税所得を調整し、その発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表注記

(1) 担保資産

① 担保に供している資産

建物	390,557千円
構築物	10,107千円
土地	2,818,515千円
投資有価証券	87,253千円
計	3,306,433千円

② 担保資産に対応する債務

短期借入金	1,737,000千円
長期借入金 (1年以内返済予定額含む)	932,000千円
計	2,669,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 7,536,690千円

(3) 関係会社に対する金銭債務 20,229千円

(4) 期末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務

期末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務の会計処理については、当事業年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当期末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務の金額は、受取手形1,153千円、電子記録債権9,569千円、電子記録債務141,122千円、及び営業外電子記録債務30,593千円であります。

4. 損益計算書注記

- (1) 関係会社との取引高は、次のとおりであります。

関係会社との営業取引高	
原材料仕入高	77,754千円
関係会社との営業取引以外の取引高	7,200千円

- (2) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額（△は戻入額）

売上原価	58,529千円
------	----------

5. 株主資本等変動計算書注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	16,623,613株	一株	一株	16,623,613株

- (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	487,669株	228,900株	62,600株	653,969株

(注) 1 当事業年度増加株式数及び減少株式数は、株式給付信託（J-E S O P）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が取得した当社株式228,900株及び同行への自己株式の処分62,600株であります。

2 当事業年度期首株式数には、株式給付信託（B B T）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式425,000株が含まれております。

3 当事業年度末株式数には、株式給付信託（B B T）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式425,000株及び株式給付信託（J-E S O P）の信託財産として同行が保有する当社株式228,900株が含まれております。

- (3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項

① 配当金の支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額	配当金の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年 6月28日 定時株主総会	普通株式	33,121千円	利益剰余金	2円00銭	2023年 3月31日	2023年 6月29日

(注) 2023年6月28日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金850千円が含まれております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当の総額	配当金の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年 6月19日 開催予定 定時株主総会	普通株式	49,870千円	利益剰余金	3円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月20日

(注) 2024年6月19日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金1,961千円が含まれております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	176,320千円
棚卸資産評価損	112,631千円
賞与引当金	29,515千円
その他	70,468千円
繰延税金資産小計	388,936千円
評価性引当額	△267,209千円
繰延税金資産合計	121,727千円

繰延税金負債

未収入金	14,182千円
その他有価証券評価差額金	56,740千円
その他	1,052千円
繰延税金負債合計	71,976千円
繰延税金資産の純額	49,751千円

7. 退職給付会計に関する注記

(1) 確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	576,212千円
退職給付引当金	576,212千円

※当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用	48,630千円
確定拠出年金制度への要拠出額	22,626千円
退職給付費用合計	71,256千円

※当社は退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、リスク低減を図っております。また、為替の変動リスクに関しては、為替予約を利用してヘッジしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「重要な会計方針」に記載されている「ヘッジ会計の方法」に記載しております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務の用途は、運転資金（主として短期）及び設備投資資金であります。

金融商品取引については取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従い、財務経理部が決裁権限者の承認を得て行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 (*2) その他有価証券	251,331千円	251,331千円	－千円
(2) 長期借入金 (*3)	2,857,500千円	2,850,654千円	△6,845千円
(3) リース債務 (*3)	475,178千円	465,443千円	△9,735千円

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式	2,658千円
関係会社株式	10,800千円

(*3) 1年以内に期限到来の流動負債に含まれている長期借入金及びリース債務を含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	251,331千円	—	—	251,331千円

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（*）	—	2,850,654千円	—	2,850,654千円
リース債務（*）	—	465,443千円	—	465,443千円

（*）1年以内に期限到来の流動負債に含まれている長期借入金及びリース債務を含めております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 長期借入金、リース債務

長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

	報告セグメント		合計
	化学品事業	ホーム産業事業	
売上高			
紫外線吸収剤	4,939,961千円	－千円	4,939,961千円
写真薬中間体	291,447千円	－千円	291,447千円
製紙用薬剤	211,137千円	－千円	211,137千円
酸化防止剤	593,631千円	－千円	593,631千円
電子材料	63,110千円	－千円	63,110千円
受託製造製品	2,132,521千円	－千円	2,132,521千円
木材保存薬剤	－千円	755,598千円	755,598千円
その他	66,445千円	182,303千円	248,748千円
顧客との契約から生じる収益	8,298,255千円	937,901千円	9,236,157千円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 293円03銭

(2) 1株当たり当期純利益 7円82銭

(注) 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当事業年度 653,900株）。また、「1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度 439,372株）。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

ケミプロ化成株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀内	計尚
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杏井	康真

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ケミプロ化成株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法等を確認し、検討した結果、有限責任 あずさ監査法人の報酬は相当であると会社法第399条第1項の同意をしております。

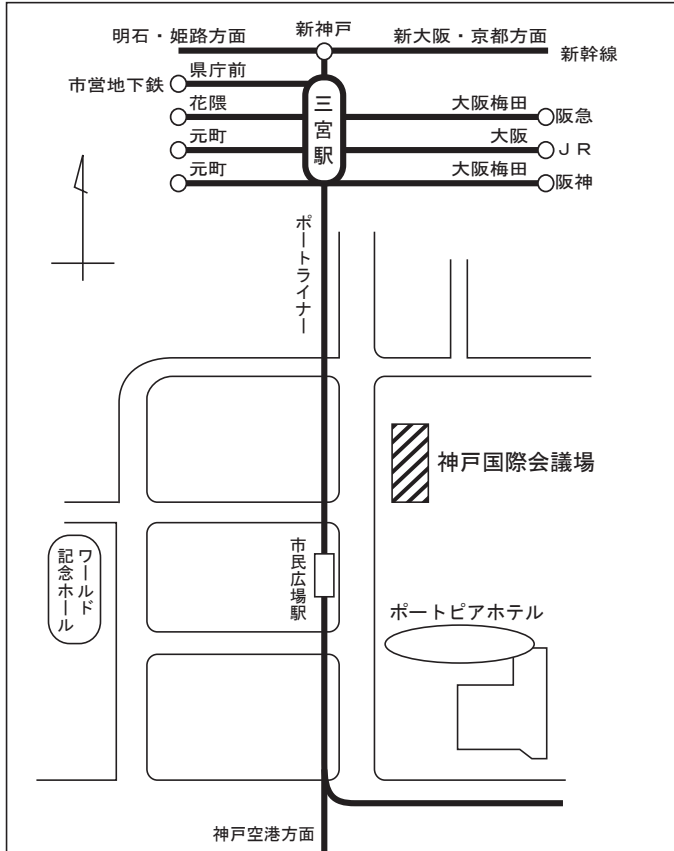
2024年5月20日

ケミプロ化成株式会社 監査役会

常勤監査役	清	水	俊	造	㊟
社外監査役	常	本	良	治	㊟
社外監査役	藤	田		健	㊟
社外監査役	高	崎	勝之助		㊟

株主総会会場ご案内図

神戸市中央区港島中町6丁目9番1号
神戸国際会議場 5階 501号会議室
電話 078-302-5200



※ J R 線三ノ宮駅、阪急線及び阪神線神戸三宮駅よりポートライナー/
市民広場駅下車 徒歩2分。